

令和3年度 第3回 北海道住宅対策審議会

日時： 令和4年2月7日(月)13:30～15:00

会場： WEB 開催(ZOOM)

■ 次 第 ■

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 北海道住生活基本計画(案)について 資料 1-1～1-3
別添資料 1-1～1-2
 - (2) 北海道高齢者居住安定確保計画(案)について 資料 2
別添資料 2-1～2-2
- 3 その他
- 4 閉会

■ 資 料 ■

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 資料 1-1 | 北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について(前回審議会) |
| 資料 1-2 | 北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について(パブリックコメント) |
| 資料 1-3 | 北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について(市町村協議等) |
| 別添資料 1-1 | 【概要版】北海道住生活基本計画(案) |
| 別添資料 1-2 | 【本編】北海道住生活基本計画(案) |
| 資料 2 | 北海道高齢者居住安定確保計画(素案)に対する意見について(前回審議会) |
| 別添資料 2-1 | 【概要版】北海道高齢者居住安定確保計画(案) |
| 別添資料 2-2 | 【本編】北海道高齢者居住安定確保計画(案) |
| 資料 3 | 北海道住生活基本計画及び北海道高齢者居住安定確保計画の今後の予定について |

北海道住宅対策審議会委員名簿

役職	氏名	現職
委員長	もり すぐる 森 傑	北海道大学 大学院工学研究院 教授
委員	かたやま 片山 めぐみ	札幌市立大学 デザイン学部 講師
委員	おおはら まさあき 大原 昌明	北星学園大学 経済学部 教授
委員	かたぎり ゆき 片桐 由喜	小樽商科大学 商学部 教授
委員	まきの じゅんこ 牧野 准子	ユニバーサルデザイン有限会社環工房 代表取締役
委員	やぎ ゆきこ 八木 由起子	「北海道生活」編集長
委員	まつだ ゆうこ 松田 裕子	ニセコ町商工会 監事 「BYWAY後志」編集長
委員	おおたに まさのり 大谷 正則	(一社)北海道建設業協会 建築委員会副委員長
委員	えんどう けんいちろう 遠藤 謙一良	(公社)日本建築家協会 北海道支部 顧問
委員	さとう くにお 佐藤 国雄	(公社)北海道宅地建物取引業協会 常務理事
委員	いがり 猪狩 ふみの	(社福)北海道社会福祉協議会 福祉施設部会 副部会長
委員	うんの あつし 海野 淳	日本労働組合 総連合会北海道連合会 総合政策局次長
委員	たけだ かずさ 武田 和紗	北海道女性団体連絡協議会 幹事
委員	なかい えつこ 中井 悦子	江別消費者協会 会長
委員	あおやま たけし 青山 剛	室蘭市長

北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について(前回審議会)

令和3年度第2回北海道住宅対策審議会
 日時: 令和3年 11 月15 日(月)14:00~15:30
 会場: ACU-A(アステイ45)12階 中研修室1206

※ご意見を発言順ではなく章別に事務局にて整理

第4章【目標と施策の展開】

発言者	意見の概要	道の対応
片山委員	目標2の「暮らしの実現」と3の「住生活の実現」について、意図した違いがなければ、統一すべき。 →【森委員長】目標2は「住み続けられる暮らしの実現」という、暮らしの持続性を意識できるように、また、目標3は多様性などを認識できるように、精査いただきたい。	(素案のとおり) 目標2と目標3では施策対象の範囲が違うなど、表現の違いを意図しているため、原案どおりとさせていただきます。
牧野委員	基本的な施策【4】2「災害発生時の早急な対応と住宅確保」について、障がいのある人がなかなか避難できない状況などもあることから、「多様な人への対応」などの表現を検討いただき、強く意識できるようにしていただきたい。 →【森委員長】「早急で細やかな対応」などを入れるのも良いかと思う。	(修正:概要版、本編 P22,P24,P30) 基本的な施策【4】2に「で細やか」を追記し、「災害発生時の早急で細やかな対応と住宅確保」

第6章【公営住宅の役割と供給(公営住宅の供給の目標量)】

発言者	意見の概要	道の対応
森委員長	公住供給目標量の根拠は何か。 可能であれば、計画本編に根拠を記載できないか。	(修正:本編 P50) 「空き家募集戸数の推計」「道・市町村の積み上げ」などの説明や算出について概要を記載

第7章【計画の推進方策(成果指標)】

発言者	意見の概要	道の対応
牧野委員	成果指標③のバリアフリー対策をしている住宅の割合について、どのように把握し、どのような基準なのか。	(当日回答) 【道】国で実施している住宅土地統計調査で、手すり設置や段差の解消、廊下幅の確保に対応した住宅を基準に集計している。抽出調査であり全住宅を把握したものではない。
大谷委員	7章の目標値について、具体的な設定方法を伝えないと、道の目標が市町村にも伝わりにくいと思う。また、北方型住宅技術講習会の受講者数については、500人/年を目指すことが微妙に思える。(多い少ないが不明)	(修正:概要版、本編 P52) 成果指標について、算出方法の概要を追記。なお、市町村に具体的な設定方法などを伝える趣旨として、別途市町村に対して通知することとする。
大原委員	基準値は実績値のことか。	(修正:概要版、本編 P52) 「実績値」を追記。

総論

発言者	意見の概要	道の対応
森委員長	カラフルなデザインで良いと思うが、文字の視認性について、目がチカチカする部分については、視認性の問題から、帯と文字の色が同系色とならないようにすべき。	(修正:全体のデザイン) 帯と文字が同系色のものを変更

北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について
(パブリックコメントの意見)

期間:令和3年12月8日～令和4年1月11日

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方※	対応区分
(P28)【2】3 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用 子供の転落事故が毎年発生していることから、妊婦や小学生以下の子供の居る家庭には1～3階の低層階に優先入居させるべきである。	本計画の「基本的な施策」では、高齢者・子育て世帯の快適な住宅のための基本的施策を記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。 なお、共同住宅などへの転落事故に関する指導については、計画に記載はありませんが、適切に対応してまいります。 また、道営住宅への入居に当たっては、低層階への優先入居についても対応しております。	C
(P48～50) 公営住宅の供給の目標 公営住宅について、居住契約者と実際の居住者が違わないか、半年おきに居住状態の確認をすべきである。	本計画の公営住宅の供給の目標については、公営住宅の戸数を定めるものですので、公営住宅の管理に関することを定めていないため、原案通りとさせていただきます なお、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。	C
(P6) 耐震改修工事の助成金などを活用して、大地震に備えた補強をするとよいと思う。	ご意見の趣旨については、P30ページの【4】1.1「建築物の耐震化促進」に関して記載していることから、原案通りとさせていただきますが、ご意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。	B
(P59) 北方型住宅について、畳で靴を脱いで上がる和文化ではなく、土足で生活する外国型のような居住様式もどうなんだろうと思う。	本計画の「具体的な取組」では、住宅の仕様について示しておらず、施策の方向性を示しておりますので、原案通りさせていただきます。 なお、ご意見については、道政にあたっての参考とさせていただきます。	D

北海道住生活基本計画(素案)に対する意見について
(地域住宅協議会・市町村の意見)

期間:令和3年12月8日～令和4年1月11日

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方※	対応区分
(P31～32) 具体的な取組の【5】1.6、【5】2.2、【6】2.2、【6】2.3について、住宅政策と関連していないのではないか。	住生活を取り巻く課題は、多岐に渡っており、本計画では、全庁での取組を図る住宅政策として、住生活に関連する取組を記載していることから、原案通りとさせていただきます。	D
(P31) 具体的な取組の【5】1.1、【5】1.2について、何に対する施策かわかりにくい。	基本的な施策の【5】1「環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり」として、「まちづくり」に対する施策を記載していることから、原案通りとさせていただきます。	D
(P6～36) それぞれの「具体的な取組」について、主な実施主体(道、市町村、事業者、居住者、空き家所有者等)がわからない。	本計画は、道が定める住宅施策の基本的な施策を定めるものです。 そのことから、具体的な取組は、道が実施するもの、実施を促すものとして、「推進」と「促進」に使い分けて記載していることから、原案通りとさせていただきます。 なお、施策対象については、3つの視点である「居住者」、「防災・まちづくり」、「住宅ストック・事業者」に分けて記載しております。	D
(P48～) 公営住宅の供給の目標量について、道・市町村のボリュームの割合がわからないため、道・市町村営住宅の内訳を記載すべき。	公営住宅の供給の目標量は、道内の要支援世帯に対応可能な住宅として、広域的に設定した数値を記載していることから、原案通りとさせていただきます。 なお、目標量設定にあたっては、各市町村の公営住宅関連の計画やヒアリングを基に設定しているため、市町村の計画等に準拠しております。 また、道営住宅の割合については、現状の13～15%に維持する方針としております。	D
(P49,50) 将来的に道内の公営住宅の管理戸数を目標量の戸数にするのか。	目標量は、管理戸数ではなく、既存公営住宅の空き家募集や新規整備等の要支援世帯数に対して供給する公営住宅の目標量を設定しています。 そのため、管理戸数を目標量に削減するものではありません。 ご意見を踏まえ、公営住宅の供給の目標量に関する説明として、空き家募集や新規整備等の算出方法について、追記いたします。	A

